

第二十号の四様式別表一(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書			事業年度		・ ・		法人名					
当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算												
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①		円		当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑥ ⑦		円				
	地方法人税の控除限度額 ②					道府県民税の控除余裕額(①+②+③－⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧						
	道府県民税の控除限度額 ③					市町村民税の控除余裕額(⑤－⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨						
	市町村民税の控除限度額 ④					計 ⑦+⑧+⑨ ⑩						
	計 ①+②+③+④ ⑤											
当期の控除対象外国税額 ⑥					当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥－⑤ ⑪							
前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度又は連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期からの繰越額	当期分とみなす額	翌 期繰越額
	前 期からの繰越額	当期に加算する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当期に加算する額	翌 期繰越額	前 期からの繰越額	当期に加算する額	翌 期繰越額			
・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・ ・			円			円			円			円
・ ・												
・ ・												
・ ・												
・ ・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑬の額	⑦－⑬の額	⑧の額	⑭の額	⑧－⑭の額	⑨の額	⑮の額	⑨－⑮の額	⑪の額	⑬＋⑮＋⑰の額	⑪－(⑬＋⑮＋⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国 税	⑫のうち⑪に充てられる額 ⑳		⑬ 円		前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	⑯のうち⑦に充てられる額 ㉒		円		
	道府県民 税	⑭のうち⑪に充てられる額 ㉑		⑮			道府県民 税	⑯－㉒のうち⑧に充てられる額 ㉓				
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に充てられる額 ㉔		⑰			市町村 民 税	⑯－㉓－㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕				
	計						計	㉒＋㉓＋㉕ ㉖		⑲		

第20号の4様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。
- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等(合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第7項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。
- 5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第7項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。